

(別添)

(参考) 感染症予防対策 実践例

- 1 健康状態の確認
講演会場入場前に参加者の体温測定を実施し、37.5 度以上の熱のある者は入場させない。
- 2 手指の消毒
講演会場の出入口には手指アルコール消毒液を置くなどし、手指の消毒を徹底する。
- 3 マスクの着用
講演会場ではマスクの着用を徹底する。
- 4 参加者の確認・連絡先の把握等
参加者の氏名や連絡先は、可能な限り事前の申込み・登録により把握する。
当日の受付時に確認する場合は、記名に用いる筆記用具を使用のたびに消毒したり、使捨てとするなど、感染防止に留意する。
- 5 不特定多数の者が触れる共有物品等の消毒
講演前に共有物品等（ドアノブ、テーブル、椅子及びパーテーション等）をアルコール消毒液で消毒を行う。
- 6 人との間隔の確保等
人との間隔はできるだけ2 m（最低1 m）空ける。
また、講演会場の定員に対し余裕を持たせた参加者数とすることや、席配置を千鳥配置とすることなどにより、スペースを確保する。
- 7 換気
講演会場はこまめに換気する。
窓が開かない会場の場合は、ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）における空気環境の調整に関する基準に適合していることを管理会社に確認する。
- 8 飛沫防止パーテーションの設置
司会者及び説明者の前に飛沫防止パーテーションを設置し、飛沫による感染防止対策の徹底を図る。

以上